# 平成 23 年度　事務事業事後評価調書（平成　22　年度事業）

| 整理番号 | 5 － 16 |
|---|---|

## 1　事務事業の表示

※ ■ ：　該当

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 事務事業名 | 指定訪問介護事業運営補助事業 | | | | | |
| 評価者 | 担当課名 | | 保健福祉課 | 担当係名 | | 社会福祉係 |
| | 管理職 | 職名 | 課長 | 作成者 | 職名 | 係長 |
| | | 氏名 | 淡路至尊 | | 氏名 | 渡部憲一 |
| 事業の概要 | 高齢者が要介護状態になっても、住み慣れた町で自立した日常生活を営むことができるように支援するための在宅介護サービスであり、町内唯一の指定業者である雄武町社会福祉協議会に対し、事業の運営費を支援することで、在宅介護サービスの安定供給を目指す。 | | | 全体計画 /単年度繰返（平成 20 年度～ 24 年度） | | |
| | | | | 事業費 | 国･道支出金 | 千円 |
| | | | | | 地方債 | 千円 |
| | | | | | その他 | 千円 |
| | | | | | 一般財源 | 20,000 千円 |
| | | | | | 事業費計 | 20,000 千円 |
| 実施方法 | ■ 直営 | | 民間委託 | | その他（　　） | |
| 第 5 期 総合計画（前期） | ■ 登載事業 | | 非登載事業 | 優先度 | B | |
| 事業の位置付け | 政策目標 | 2 | ぬくもり･雄武～保健･医療･福祉の充実～ | | | |
| | 基本施策 | 7 | 高齢者支援の充実 | | | |
| | 単位施策 | 1 | 介護サービスの充実 | | | |
| | 事務事業の種類 | ■ 自治事務 | | 法定受託事務 | | |
| | その他計画･根拠等 | 介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画 | | | | |

| 事業費 | 実施年度 | 20年度（実績） | 21年度（実績） | 22年度(実績) | 23年度(見込) | 24年度(計画) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 国･道支出金 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 地方債 | 千円 | 千円 | 4,000 千円 | 4,000 千円 | 千円 |
| | その他財源 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 雄武町負担額（一般財源） | 4,000 千円 | 4,000 千円 | 千円 | 千円 | 4,000 千円 |
| | 合計 | 4,000 千円 | 4,000 千円 | 4,000 千円 | 4,000 千円 | 4,000 千円 |

## 2　事務事業の目的･内容（Plan･Do）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 【誰、何が（対象）】 | 雄武町社会福祉協議会 | 望ましい指標（目的達成状況を最も端的に表す理論上の成果指標） | | |
| 【抱える課題やニーズは】 | 事業運営費に限度があるため、サービス提供を行うヘルパーの確保も限られる。 | ヘルパーの配置人員 | | |
| | | 指標（指標計算式／解説） | 目標値及び実績値 | |
| 【どのような状態になることを目指したのか（意図）】 | サービスの提供体制を整備し、在宅介護の充実を図ることで、要介護者が町外へ流出することなく、在宅での自立した日常生活を送れる環境提供を目指した。 | ① /雄武町社会福祉協議会のヘルパーの配置 | 目標年度 | 22年度 |
| | | | 目標値 | 4 名 |
| | | | 実績値 | 4 名 |
| | | | 達成度 | 100.0 % |
| 【その結果、どのような成果を実現したいか】※成果＝目的 | 雄武町在住の要介護者のみならず、全ての町民が将来(要介護状態後生活)への不安が払拭できるような、住みやすい町を実現したい。 | ② | 目標年度 | |
| | | | 目標値 | |
| | | | 実績値 | |
| | | | 達成度 | % |

| 内　容（どのような手段で何を行ったか） | |
|---|---|
| ①雄武町社会福祉協議会への事業運営費補助 | 指定訪問介護事業者である雄武町社会福祉協議会に対して、事業運営費の収入不足額の補助を行い、在宅介護サービスの安定供給を図った。 |
| | |
| | |

## 3　事務事業の評価（Check）

（1）事務事業の必要性（町民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か、町が担う必要があるか。当該事務事業を実施しない場合の支障、既存事務事業との機能重複や見直しによる対応可能性）

| | | |
|---|---|---|
| 必要<br>必要／概ね必要／課題あり | □義務的なもの<br>□全部<br>□一部 | 本町に限らず社会的にも高齢者福祉の充実が求められる昨今における需要は大きい。<br>福祉体制整備として行政が支援することは適当と考えられる。<br>要介護者が在宅での生活が困難な場合、施設入所や家族等との同居が考えられるが、現在の特養施設はどの自治体も満床に近く、空きのある施設へ入所するため、町外への転出を余儀なくされることもあり、本町に永住したいという願望を叶え、かつ、人口の流出を防止する上でも重要性は高いと考えられる。<br>実施主体の経営努力も必要であり、公共の福祉の向上を図るため、将来、体制が整備されたときの効果は大きいものと思慮される。 |

(2)事務事業の有効性（期待する効果が得られたか）

| | | |
|---|---|---|
| 有効<br>有効／概ね有効／課題あり | 設定した目標値の達成状況<br>■達成<br>□ほぼ達成<br>□下回る | ４名のホームヘルパーが確保されたことで、サービスが安定して供給された。 |

(3)事務事業の効率性（コストに見合った効果が得られたか、計画上のコストを下げる工夫をしたか）

| | | |
|---|---|---|
| 効率的<br>効率的／概ね効率的／課題あり | 判断の理由<br>□事業費抑制<br>□人員削減<br>□時間短縮・作業軽減<br>■その他 | 雄武町社会福祉協議会の経営に対する指導を本事業と併せて実施した。 |

(4)事務事業の公平性

| | | |
|---|---|---|
| 公平<br>公平／概ね公平／公平でない | 判断の理由<br>■受益者負担がある<br>□受益者負担がない<br>□受益が一部に偏る<br>□その他 | 適当な受益者負担があって、公共の福祉の面からも公平性は妥当なものと考えられる。 |

## 4　総合評価【A～D】

A：計画通り事業が進んでいる。目標が達成された。今後も計画通り事業を進めることが適当　等
B：ほぼ計画通りに進んでいるが目標に達成していない。事業の進め方に改善が必要　等
C：当初の計画を達成できていない。事業規模、内容、実施主体等の見直しが必要　等
D：事業効果が表れていない。事業の統合、休・廃止の検討が必要　等

| 自己評価（一次評価） | 評価会議評価（二次評価） | 町長評価（三次評価） |
|---|---|---|
| A | | |
| 本事業単独における実施方法に問題はないが、実施主体の経営方法や、本事業に関する補助施策についての継続的な指導等が必要である。 | | |

今後の展開方向
（Action）

| | | |
|---|---|---|
| 継続／現状維持 | | |
| 実施主体における、サービスの安定供給を図るため、最低限、現状維持が妥当である。 | | |

＊展開方向の区分
○ 継続／現状維持又は拡充又は縮小又は統合又は内容の見直し・変更　○ 終了　○ 休止　○ 廃止

## 5　その他特記事項（アンケート調査など外部評価を受けた場合は、その旨記入）